

第3章 基本的事項

第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

食料の安定供給の確保や持続的な農業の展開のためには、農業生産にとって基礎的な農地や農業水利施設等の改善が重要である。そのためには、地域の合意形成を図るとともに、環境との調和や生物多様性の保全に配慮しながら、地域の特性を生かしたきめ細かな農業生産基盤整備を推進する必要がある。

(1) 農業生産基盤整備の対象区域

原則として農用地区域を対象に農業生産に必要な農業用水の確保や農地の整備とともに農道の整備を実施する。

(2) 本県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備事業の推進

南は瀬戸内海から北は中国山地に展開する多様な農業経営を支援するため、環境との調和や生物多様性の保全に配慮し、地形条件・自然条件など地域特性を生かした農業生産基盤整備を推進する。また、今後は、高度成長期に造成した土地改良施設が耐用年数を迎えることから、施設の適切な維持管理と更新が重要となってくることから、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。

2. 農業地帯別の構想

(1) 南部農業地帯

ア 田の整備

平地農業地域においては、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、生産性の更なる向上や農地の有効利用を図るため、水田の大区画化や大豆、麦、野菜等への生産転換を促進する排水施設や暗渠排水などの農業生産基盤の整備を推進する。また、整備においては、新技術や省力・低コスト技術の導入、ICT技術を活用した用水管理や営農、水利情報の提供体制の構築などに積極的に取り組む。

イ 畑及び樹園地の整備

冬季温暖な瀬戸内海沿岸に展開する畠作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。

ウ 草地・飼料畠の整備

土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畠の整備を推進する。

(2) 中北部農業地帯

ア 田の整備

平地農業地域では、担い手の確保や集落営農の推進を図るため、担い手への農地利用の集積・集約化や水田の大区画化・汎用化などの優良な営農条件の確保に向けた生産基盤整備を進める。

また、中山間地域では過疎化・高齢化等により著しく集落機能が低下しており、農業生産活動の継続のために地形条件や地域ニーズ等に沿った農地や農道、農業用排水路の整備を進める。棚田地域については、水源の涵養や自然環境の保全に加え、良好な景観の形成等の多面的機能が十分発揮できるよう、農業生産活動の推進や棚田の保全を図る。

イ 畑及び樹園地の整備

夏季冷涼な中国山地を中心に展開する畠作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかん

がい施設や暗渠排水等の整備を推進する。

ウ 草地・飼料畑及び放牧用施設の整備等

土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備による飼料の増産に努める。特に中山間地域では、山林原野等の放牧利用を図るため、放牧用施設等の整備を推進する。

3. 広域整備の構想

地域の実情、経済的条件等から市町村の区域を越えて事業を推進することが農業水利施設の保全、農地の大区画化や汎用化の推進、農道の整備・保全等において効果的である場合は、市町村農業振興地域整備計画と有機的な連携を保ちつつ、広域的な農業生産基盤整備を推進する。

(1) 農業水利施設の保全

農業用水の安定供給と施設の維持管理の負担軽減を図るため、国営及び県営の事業により整備された基幹的農業水利施設について、営農の実態を考慮した上で、生産性の向上、管理の省力化、農業経営の合理化と近代化を目的とした整備を推進する。

(2) 農地の大区画化や汎用化の推進

農業の生産性を向上させるため、農地の大区画化や汎用化を積極的に推進する。また、取組に当たっては、地域の特性に応じた土地利用型農業や高付加価値型農業の展開を目指す。

(3) 農道の整備・保全

広域農業主産地を形成する地域の流通機構の改善、高生産性農業の推進、農業の近代化等のため、市町村と連携して、基幹的な農道の整備と既存農道の保全対策を実施する。